

業 務 報 告 書

第 期 (年 月 日から
年 月 日まで)

株式会社 商工組合中央金庫

年 月 日

殿

住 所

株式会社 商工組合中央金庫

代表取締役 氏 名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目 次

第1 事業概況書

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 事業の概要 | 9 有価証券の内訳 |
| 2 営業所等の増減 | 10 貸出金の担保内訳 |
| 3 会社役員及び職員の増減 | 11 貸倒引当金の状況 |
| 4 会社役員の略歴及び所有自社株式 | 12 有形固定資産の内訳 |
| 5 株主の状況 | 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳 |
| 6 株主総会の状況 | 14 自己資本比率の状況 |
| 7 商品有価証券の内訳 | |
| 8 特定取引有価証券の内訳 | |

第2 貸借対照表

第3 損益計算書

第4 株主資本等変動計算書

第5 キャッシュ・フロー計算書

第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況

第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況

第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況

(記載上の注意)

- 1 指名委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。
- 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、

当該単位未満は切り捨てること。

- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 5 当該事業年度の末日において公開会社でない場合は、事業報告(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第9号)及び附属明細書(経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則別紙様式第10号)で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。
- 6 この様式中、第2 貸借対照表、第3 損益計算書、第4 株主資本等変動計算書、第5 キャッシュ・フロー計算書に注記すべき事項は、第5 キャッシュ・フロー計算書の次に一括して記載することができる。
- 7 氏を改めた者については、旧氏及び名を「代表取締役氏名」欄に括弧書で併せて記載することができる。
- 8 この様式中に記載する事項は、次に掲げる場合には、その記載を省略することができる。
 - (1) 同一の事項を記載した書類を添付し、かつ、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記した場合
 - (2) 同一の事項を記載した書類を既に主務大臣等に提出している場合において、その旨及び当該事項を記載した箇所を明記したとき。

第1 第 期 (年 月 日から 年 月 日まで) 事業概況書

1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 営業所等の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
本 支 店			
出 張 所			
計			

(記載上の注意)

代理組合等(株式会社商工組合中央金庫法第27条第1項に規定する代理組合等をいう。以下同じ。)が組合等代理を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
代 理 組 合 等			
組合等代理を営む営業所又は事務所			

3 会社役員及び職員の増減

区 分	前 期 末	当 期 末	増減(△)
取 締 役	うち非常勤()	うち非常勤()	

会社役員	会 計 参 与			
	監 査 役	うち非常勤()	うち非常勤()	
	執 行 役			
	計			
職員	事 務 系			
	庶 務 系			
	計			
合 計				

(記載上の注意)

- 1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。

- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。

- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏名又は名称 (生年月日又は設立年月日及び住所)	略歴又は沿革	所有自社株式数	備 考
			株	
計	名			

(記載上の注意)

- 1 会計参与が法人であるときは、当該会計参与及びその職務を行うべき社員について記載すること。
- 2 株式会社商工組合中央金庫法第20条第1項による取締役(指名委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。
- 3 「所有自社株式数」欄は、2以上の種類の株式を発行している場合には、種類ごとの数を記載すること。

5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	千株	%
その他の株主(名)		

計	(名)	100
---	-----	-----

(記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載し、会社法施行規則第67条第1項の規定により議決権を有しないこととなる株主については、欄外にその旨を記載すること。

ただし、2以上の種類の株式を発行している場合であって、株式の種類ごとに異なる数の単元株式数を定めているとき又は議決権の有無に差異があるときは、持株に係る議決権の個数の多い順に30名を併せて記載すること。

6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

7 商品有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長 期 利 付 国 債				
中 期 利 付 国 債				
割 引 国 債				
国 庫 短 期 証 券				
そ の 他				
商 品 地 方 債				
商 品 政 府 保 証 債				
その他の商品有価証券				
計				

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

8 特定取引有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国 債				
地 方 債				
政 府 保 証 債				
外 国 証 券				
計				

(記載上の注意)

1 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

2 特定取引勘定を設けていない場合は、記載を要しない。

9 有価証券の内訳

(単位：百万円)

種 類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国 債			
地 方 債			
短 期 社 債			
社 債			
公 社 公 団 債			
金 融 債			
事 業 債			
(社債のうち政府保証債)	()	()	()
株 式			
金 融 機 関 株 式			
そ の 他			
そ の 他 の 証 券			
外 国 証 券			
そ の 他			
計			

(記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

10 貸出金の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	貸出金当期末残高	構成割合	内 訳	
			貸 付 金	割引手形
当 金 庫 預 金 ・ 債 券		%		
有 価 証 券				
債 権				
商 品				
不 動 産				
財 団				
そ の 他				
計				
保 証				
信 用				
合 計		100		

(記載上の注意)

- 2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

11 貸倒引当金の状況

(単位：百万円)

	繰入額	取崩額	純繰入額 (△純取崩額)	当中間 期末残高	摘要
一 般 貸 倒 引 当 金					
個 別 貸 倒 引 当 金					
特 定 海 外 債 券 引 当 金 勘 定					
合 計					

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外を取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額 百万円

12 有形固定資産の内訳

(単位：百万円)

種 類	建 物	土 地	建設仮勘定	その他の有 形固定資産
事 業 用				
所 有				
計				

(記載上の注意)

1 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

事業用 百万円

所 有 百万円

2 貸借対照表における各科目の金額に使用権資産を含めて計上している場合、本表における各科目に金額を計上するに際しては、同様に取り扱うものとする。

13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

(1) 支払承諾の内訳

(単位：百万円)

種 類	当 期 末 口 数	当 期 末 残 高
手 形 引 受		
信 用 状		
保 証		
計		

(2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位：百万円)

受入担保の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
当 金 庫 預 金 ・ 債 券		%
有 価 証 券		

債	権		
商	品		
不	動	産	
財	団		
そ	の	他	
	計		
保	証		
信	用		
合	計		100

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

14 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

信用リスク・アセット算出手法

(単位：百万円)

項 目	当 期 末	前 期 末	経過措置 による不 算入額	経過措置 による不 算入額
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目				
普通株式に係る株主資本の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、自己株式の額(△)				
うち、社外流出予定額(△)				
うち、上記以外に該当するものの額				
普通株式に係る株式引受権及び新株予約権の 合計額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
うち、危機対応準備金の額				
うち、特別準備金の額				
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額 (イ)				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ラ イツに係るものを除く。)の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				

うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外のものの額				
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額				
少数出資金融機関等の普通株式の額				
特定項目に係る10%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
特定項目に係る15%基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額				
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額				
その他Tier1資本不足額				
普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額(ロ)				
普通株式等Tier1資本				
普通株式等Tier1資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)				
その他Tier1資本に係る基礎項目				

その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額				
その他Tier1資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
その他Tier1資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段の額				
その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)				
その他Tier1資本に係る調整項目				
自己保有その他Tier1資本調達手段の額				
意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
その他金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額				
Tier2資本不足額				
その他Tier1資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier1資本				
その他Tier1資本の額 ((二) - (ホ)) (ヘ)				
Tier1資本				
Tier1資本の額 ((ハ) + (ヘ)) (ト)				
Tier2資本に係る基礎項目				
Tier2資本調達手段に係る株主資本の額				
Tier2資本調達手段に係る株式引受権及び新株予約権の合計額				
Tier2資本調達手段に係る負債の額				
特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段の額				
一般貸倒引当金Tier2算入額及び適格引当金Tier2算入額の合計額				
うち、一般貸倒引当金Tier2算入額				
うち、適格引当金Tier2算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier2資本に係る調整項目				
自己保有Tier2資本調達手段の額				

意図的に保有している他の金融機関等のTier2資本調達手段の額				
少数出資金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
その他金融機関等のTier2資本調達手段及びその他外部TLAC関連調達手段の額				
Tier2資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier2資本				
Tier2資本の額 ((チ)－(リ)) (ヌ)				
総自己資本				
総自己資本合計 ((ト)＋(ヌ)) (ル)				
リスク・アセット等				
信用リスク・アセットの額の合計額				
資産(オン・バランス)項目				
オフ・バランス取引等項目				
CVAリスク相当額を8%で除して得た額				
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額				
マーケット・リスク相当額を8%で除して得た額				
勘定間の振替分				
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額				
フロア調整額				
リスク・アセット等の額の合計額 (ヲ)				
自己資本比率及び資本バッファ				
普通株式等Tier1比率 ((ハ)／(ヲ))	%		%	
Tier1比率 ((ト)／(ヲ))	%		%	
総自己資本比率 ((ル)／(ヲ))	%		%	
最低単体資本バッファ比率	%		%	
うち、資本保全バッファ比率	%		%	
うち、カウンター・シクリカル・バッファ比率	%		%	
うち、G-SIB/D-SIBバッファ比率	%		%	
単体資本バッファ比率	%		%	
調整項目に係る参考事項				
少数出資金融機関等の対象資本等調達手段に係る調整項目不算入額				
その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額				

無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不 算入額				
繰延税金資産(一時差異に係るものに限 る。)に係る調整項目不算入額				
Tier2資本に係る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項				
一般貸倒引当金の額				
一般貸倒引当金に係るTier2資本算入上限額				
内部格付手法を採用した場合において、適格 引当金の合計額から事業法人等向けエクスポ ージャー及びリテール向けエクスポージャー の期待損失額の合計額を控除した額(当該額が 零を下回る場合にあっては、零とする。)				
適格引当金に係るTier2資本算入上限額				

(記載上の注意)

- 1 「単体自己資本比率」とは、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第3号ロ(11)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 2 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。
- 3 「その他Tier1資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 4 「Tier2資本調達手段に係る株主資本の額」として資本金及び資本剰余金以外の科目に計上される金額がある場合、その内訳を欄外に記載すること。
- 5 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 遡及適用(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)第8条第51項に規定する遡及適用をいう。以下この様式において同じ。)、財務諸表の組替え(同条第52項に規定する財務諸表の組替えをいう。))又は修正再表示(同条第53項に規定する修正再表示をいう。以下この様式において同じ。))により、「前期末」欄の金額又は比率が前事業年度に係る報告時の金額又は比率と異なっているときは、その旨を欄外に記載すること。

[資本バッファー比率のうちカウンター・シクリカル・バッファー比率]

エクスポート ジャーの所 在国・地域	当期末				前期末			
	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ アーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)	カウン ター・ シクリ カル・ バッフ アーの 水準の 計算に 用いた 各国・ 地域の 信用リ スク・ アセッ トの額 の合計 額(百 万円)	各国・ 地域の 金融当 局が定 める比 率(%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%)	適用さ れるカ ウンタ ー・シ クリカ ル・バ ッファ ー比率 (%) (経過 措置ベ ース)
アルゼンチン								
オーストラリア								
ベルギー								
ブラジル								
カナダ								
中国								
フランス								
ドイツ								
香港								
インド								
インドネシア								
イタリア								
日本								
韓国								
ルクセンブルク								

メキシコ								
オランダ								
ロシア								
サウジアラビア								
シンガポール								
南アフリカ								
スペイン								
スウェーデン								
スイス								
トルコ								
英国								
米国								
合計								

(記載上の注意)

- 1 本表は、連結自己資本比率を算出している場合には作成を要しない。
- 2 「各国・地域の信用リスク・アセットの額の合計額(百万円)」とは、カウンター・シクリカル・バッファ比率(法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。以下同じ。)の計算に用いるため、債務者の所在地を基礎として、各国・地域別に算出された額をいう。
- 3 「各国・地域の金融当局が定める比率(%)」は、各国・地域の銀行監督当局が設定し、バーゼル銀行監督委員会が公表する各国・地域の比率(Add-on(per cent of RWA)) (当該比率が公表されていない場合には0%、2.5%を超える場合には2.5%)を記載すること。
- 4 「適用されるカウンター・シクリカル・バッファ比率(%)」は、カウンター・シクリカル・バッファ比率を記載すること(小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載)。
- 5 本表に定める各項目につき、該当する額が無い場合は行を削除せず、0と記載すること。

[単体自己資本比率の補完的指標である単体レバレッジ比率]

項目	当期末	前期末
単体レバレッジ比率	%	%
最低単体レバレッジ・バッファ比率	%	%
単体レバレッジ・バッファ比率	%	%

(記載上の注意)

- 1 「単体レバレッジ比率」とは、株式会社商工組合中央金庫法第23条第1項第1号に掲げる基準に従い算出された比率をいう。
- 2 単体レバレッジ比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。

第2 第 期末(年 月 日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金		預 金	
現 金		当 座 預 金	
預 け 金		普 通 預 金	
コ ー ル ロ ー ン		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金		定 期 預 金	
買 入 手 形		定 期 積 金	
買 入 金 銭 債 権		そ の 他 の 預 金	
特 定 取 引 資 産		譲 渡 性 預 金	
商 品 有 価 証 券		債 券	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品		債 券 発 行 高	
特 定 取 引 有 価 証 券		債 券 募 集 金	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品		コ ー ル マ ネ ー	
特 定 金 融 派 生 商 品		売 現 先 勘 定	
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産		債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	
金 銭 の 信 託		売 渡 手 形	
有 価 証 券		コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	
国 債		特 定 取 引 負 債	
地 方 債		売 付 商 品 債 券	
短 期 社 債		商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
社 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
株 式		特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
そ の 他 の 証 券		特 定 金 融 派 生 商 品	
貸 出 金		そ の 他 の 特 定 取 引 負 債	
割 引 手 形		借 用 金	
手 形 貸 付		再 割 引 手 形	
証 書 貸 付		借 入 金	
当 座 貸 越		外 国 為 替	
外 国 為 替		外 国 他 店 預 り	
外 国 他 店 預 け		外 国 他 店 借	
外 国 他 店 貸		売 渡 外 国 為 替	
買 入 外 国 為 替		未 払 外 国 為 替	
取 立 外 国 為 替		短 期 社 債	
そ の 他 資 産		社 債	
未 決 済 為 替 貸 用		新 株 予 約 権 付 社 債	
前 払 費 用		そ の 他 負 債	

△

未決済為替借	未払法法人税等	未	前	業員預り金	給付補填備金	先物取引受入金	先物取引差金勘定	借入商品債証券	借入特定取引有価証券	借入有価証券	売付債証券	金融派生商品	金融商品等受入担保金	リース除去債務	資産の他の引当金	賞与賞給退職慰勞の引当金	役職員退職慰勞の引当金	退職員退職慰勞の引当金	役職員退職慰勞の引当金	特別法上の引当金	金融商品取引責任準備金	繰延税金負債	支払払承承	支払承	代理貸付保	負債の部合計	資本金	新株式申込証拠金	危機対応準備金	特種準備金	資本金	資本準備金	資本準備金	その他資本剰余金	利益剰余金	利益準備金	その他利益剰余金	〇〇積立金
--------	---------	---	---	-------	--------	---------	----------	---------	------------	--------	-------	--------	------------	---------	----------	--------------	-------------	-------------	-------------	----------	-------------	--------	-------	-----	-------	--------	-----	----------	---------	-------	-----	-------	-------	----------	-------	-------	----------	-------

		繰越利益剰余金 自己株式 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 評価・換算差額等合計 株式引受権 新株予約権 純資産の部合計	△
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(当該事業年度の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を財務諸表に反映しているか否かの別

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 有形固定資産の減価償却の方法
- ③ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ④ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑤ 退職給付引当金の計上方法
- ⑥ ヘッジ会計の方法
- ⑦ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑧ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑨ 収益の計上方法(顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識するときは、主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容、当該義務に係る収益を認識する通常の時点その他重要な会計方針に含まれると判断したものを記載すること。)
- ⑩ その他採用した重要な会計方針

(3) 次に掲げる会計上の見積りに関する事項

- ① 会計上の見積りにより当該事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるもの
 - ② 当該事業年度に係る財務諸表の①に掲げる項目に計上した額
 - ③ ②に掲げるもののほか、①に掲げる項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報(連結財務諸表に注記すべき情報と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該情報の記載を要しない。)
- (4) 会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の3から第8条の3の7までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び1株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。)
 - (5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品(リース負債を除く。)の時価等に関する事項及び金融商品(リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。)の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項(ただし、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。)
 - (6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 賃貸等不動産の状況に関する事項
 - ② 賃貸等不動産の時価に関する事項連結貸借対照表を作成している場合には、①及び②に掲げる事項について記載することを要しない。
賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。
 - (7) 持分法損益等に関する財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の9に規定する事項
 - (8) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第3項までに規定する有価証券に関する事項
 - (9) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は貸貸借契約によるものに分けて記載すること。)
 - (10) 債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額並びにこれらの合計額
なお、それぞれの定義は、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第83条第1項第5号ロによる。
 - (11) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。
ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
 - (12) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
 - (13) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあっては、適宜一括した引当金の金額)
 - (14) 次に掲げるリースに関する事項(重要性の乏しいものを除く。)
 - ① 会計方針に関する情報
 - ② リース特有の取引に関する情報
 - ③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報株式会社商工組合中央金庫が借手である場合は①から③までに掲げる事項について記載し、株式会社商工組合中央金庫が貸手である場合は②及び③に掲げる事項に

について記載すること。

②及び③に掲げる事項について、連結貸借対照表を作成している場合には、記載することを要しない。

①に掲げる事項が連結貸借対照表に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

ファイナンス・リースの借手である株式会社商工組合中央金庫が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則第108条第4項の規定に従い記載すること。

- (15) 関係会社(会社計算規則第2条第3項第22号に規定する関係会社をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (16) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金又は商工債を担保とする貸付金(担保とされた預金及び商工債の総額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金及び商工債はこの限りでない。
- (18) 関係会社の株式又は出資金の総額
- (19) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
 - ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
 - ② 繰延税金負債
- (20) 資産が担保に供されている場合には、当該資産の内容及びその金額並びに担保に係る債務の金額
- (21) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (22) 次に掲げる1株当たり情報に関する事項
 - ① 1株当たりの純資産額(純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定し、銭単位で記載すること。また、純資産の部合計から危機対応準備金及び特別準備金を除いた金額を純資産額として算定した旨を記載すること。)
 - ② 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの純資産額を算定している旨
- (23) 株式会社商工組合中央金庫法又は会社法以外の法律の規定又は契約により、剰余金の配当について制限を受けている場合には、その旨及びその内容
- (24) 会社計算規則第2条第3項第51号に規定する連結配当規制適用会社については、当該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨
- (25) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (26) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の14から第8条の16までに

規定するストック・オプションに関する事項

- (27) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の17から第8条の22まで、第8条の25、第56条及び第95条の3の3に規定する企業結合に関する事項
- (28) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の23、第8条の24及び第8条の26に規定する事業分離に関する事項
- (29) 資産の部の社債(株式会社商工組合中央金庫がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)に係る保証債務の額
- (30) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

2 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目	特定取引勘定を設けない場合
(資産の部)	(資産の部)
(略)	(略)
特 定 取 引 資 産	商 品 有 価 証 券
商 品 有 価 証 券	商 品 国 債
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	商 品 地 方 債
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	商 品 政 府 保 証 債
特 定 金 融 派 生 商 品	そ の 他 の 商 品 有 価 証 券
そ の 他 の 特 定 取 引 資 産	(削 除)
(略)	(略)
(負債の部)	(負債の部)
(略)	(略)
特 定 取 引 負 債	(削 除)
売 付 商 品 債 券	
商 品 有 価 証 券 派 生 商 品	
特 定 取 引 売 付 債 券	
特 定 取 引 有 価 証 券 派 生 商 品	
特 定 金 融 派 生 商 品	
そ の 他 の 特 定 負 債	
(略)	(略)
そ の 他 負 債	そ の 他 負 債
(略)	(略)
借 入 特 定 取 引 有 価 証 券	(削 除)
借 入 有 価 証 券	借 入 有 価 証 券
(新 設)	売 付 商 品 債 券
(略)	(略)

- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 5 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 6 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「のれん」及び「使用権資産」を除く。）に含めることができる。
- 7 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあつては、10分の1）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。
- 8 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第3 第 期 (年 月 日から
年 月 日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	×××
資 金 運 用 収 益	×××
貸 出 金 利 息	×××
有 価 証 券 利 息 配 当 金	×××
コ ー ル ロ ー ン 利 息	×××
買 現 先 利 息	×××
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	×××
買 入 手 形 利 息	×××
預 け 金 利 息	×××
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	×××
そ の 他 の 受 入 利 息	×××
役 務 取 引 等 収 益	×××
受 入 為 替 手 数 料	×××
そ の 他 の 役 務 収 益	×××
特 定 取 引 収 益	×××
商 品 有 価 証 券 収 益	×××
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益	×××
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	×××
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	×××
そ の 他 業 務 収 益	×××
外 国 為 替 売 買 益	×××
国 債 等 債 券 売 却 益	×××
国 債 等 債 券 償 還 益	×××
金 融 派 生 商 品 収 益	×××
そ の 他 の 業 務 収 益	×××

そ の 他 経 常 収 益	×××	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	×××	
償 却 債 権 取 立 益	×××	
株 式 等 売 却 益	×××	
金 銭 の 信 託 運 用 益	×××	
そ の 他 の 経 常 収 益	×××	
経 常 費 用		×××
資 金 調 達 費 用	×××	
預 金 利 息	×××	
譲 渡 性 預 金 利 息	×××	
債 券 利 息	×××	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	×××	
売 現 先 利 息	×××	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	×××	
売 渡 手 形 利 息	×××	
コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー 利 息	×××	
借 用 金 利 息	×××	
短 期 社 債 利 息	×××	
社 債 利 息	×××	
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息	×××	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	×××	
そ の 他 の 支 払 利 息	×××	
役 務 取 引 等 費 用	×××	
支 払 為 替 手 数 料	×××	
そ の 他 の 役 務 費 用	×××	
特 定 取 引 費 用	×××	
商 品 有 価 証 券 費 用	×××	
特 定 取 引 有 価 証 券 費 用	×××	
特 定 金 融 派 生 商 品 費 用	×××	
そ の 他 の 特 定 取 引 費 用	×××	
そ の 他 業 務 費 用	×××	
外 国 為 替 売 買 損	×××	
国 債 等 債 券 売 却 損	×××	
国 債 等 債 券 償 還 損	×××	
国 債 等 債 券 償 却	×××	
債 券 発 行 費 償 却	×××	
社 債 発 行 費 償 却	×××	
金 融 派 生 商 品 費 用	×××	
そ の 他 の 業 務 費 用	×××	
営 業 経 費	×××	
そ の 他 経 常 費 用	×××	

貸倒引当金繰入額	×××	
貸出金償却	×××	
株式等売却損	×××	
株式等償却	×××	
金銭の信託運用損	×××	
その他の経常費用	×××	
経常利益		×××
(又は経常損失)		
特別利益		×××
固定資産処分益	×××	
負ののれん発生益	×××	
金融商品取引責任準備金取崩額	×××	
その他の特別利益	×××	
特別損失		×××
固定資産処分損	×××	
減損損失	×××	
金融商品取引責任準備金繰入額	×××	
その他の特別損失	×××	
税引前当期純利益		×××
(又は税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税	×××	
国際最低課税額に対する法人税等	×××	
法人税等調整額	×××	
法人税等合計		×××
当期純利益		×××
(又は当期純損失)		

(記載上の注意)

- 1 関係会社との資金運用・資金調達に係る取引高の総額、役務取引等に係る取引高の総額、その他業務・その他経常取引に係る取引高の総額、及びその他の取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益の金額は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、非経常的な利益又は損失の金額を記載すること。
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒

引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。

8 顧客との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)を注記すること。

(1) 当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(3) 当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1)から(3)までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書を作成している場合には、(1)及び(3)に掲げる事項の記載を要しない。

(2)に掲げる事項が連結損益計算書又は連結損益及び包括利益計算書に注記すべき事項と同一である場合において、この様式にその旨を注記するときは、同様式における当該事項の記載を要しない。

9 次に掲げる1株当たり情報に関する事項を注記すること。

(1) 1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額(普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他のこれらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した1株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。)(銭単位)

(2) 当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して1株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を算定している旨

10 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第112条の規定に従い注記すること。

11 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第18条に規定する特定取引勘定を設けない場合、この様式に掲げる科目を以下のとおり変更して記載すること。

この様式に掲げる科目					特定取引勘定を設けない場合				
(略)					(略)				
特	定	取	引	収 益	(	削	除	)	
	商	品	有	価 証 券 収 益					
	特	定	取	引 有 価 証 券 収 益					
	特	定	金	融 派 生 商 品 収 益					
	そ	の	他	の 特 定 取 引 収 益					
そ	の	他	業	務 収 益	そ	の	他	業	務 収 益
	外	国	為	替 売 買 益		外	国	為	替 売 買 益
	(	新	設	)		商	品	有	価 証 券 売 買 益

(略)					(略)				
特	定	取	引	費	用	(	削	除	)
	商	品	有	価	証	券	費	用	
	特	定	取	引	有	価	証	券	費
	特	定	金	融	派	生	商	品	費
	そ	の	他	の	特	定	取	引	費
									用
(略)					(略)				
そ	の	他	業	務	費	用	そ	の	他
	外	国	為	替	売	買	損	外	国
	(	新	設	)			商	品	有
							価	証	券
							売	買	損
(略)					(略)				

12 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

- (1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）
- (2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額
- (3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

13 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

14 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第4 第 期（ 年 月 日から 年 月 日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

株主資本										評価・換算等 差 額		株式 引受権	新株 予約権	純資 産合 計
資 本 金	危 機 対 応 準 備 金	特 別 準 備 金	資本剰余金			利益剰余金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
			資本 準備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本 剰余 金合 計	利 益 準 備 金	その他 利益剰 余金							利益 剰余 金合 計
							×× 積立 金	繰 延 利 益 剰 余 金						

[illegible]

会計処理の確定を行った場合には、当期首残高に対する累積的影響額及び当該遡及適用、修正再表示又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定の後の当期首残高を区分表示すること。

- 9 将来の特別準備金の国庫納付に向けた準備として、会社法第452条の規定に基づき、剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の2（当期純損失が生じた事業年度にあつては、10分の1）を乗じて得た額を目途として任意積立金を積み立てたときは、特定積立金として、その他任意積立金と区分して記載すること。

第5 第 期（ 年 月 日から
年 月 日まで）キャッシュ・フロー計算書

〔直接法により表示する場合〕

（単位：百万円）

科 目	金 額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入	
預金払出による支出	
貸付金利息収入	
預金利息支出	
債券利息支出	
営業経費支出	
.....	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入	
.....	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
.....	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

（記載上の注意）

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。

2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。

3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

〔間接法により表示する場合〕

(単位：百万円)

科	目	金	額
営業活動によるキャッシュ・フロー			
	税引前当期純利益(又は税引前当期純損失(△))		
	減価償却費		
	減損損失		
	貸倒引当金の増減(△)		
	資金運用収益		
	資金調達費用		
	有価証券関係損益(△)		
	貸出金の純増(△)減		
	預金の純増減(△)		
	資金運用による収入		
	資金調達による支出		
			
	小 計		
	法人税等の支払額		
営業活動によるキャッシュ・フロー			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
	有価証券の取得による支出		
	有価証券の売却による収入		
	有形固定資産の取得による支出		
	有形固定資産の売却による収入		
			
投資活動によるキャッシュ・フロー			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
	株式の発行による収入		
	自己株式の取得による支出		
	配当金の支払額		
			
財務活動によるキャッシュ・フロー			
現金及び現金同等物に係る換算差額			
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)			
現金及び現金同等物の期首残高			
現金及び現金同等物の期末残高			

(記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
 - 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
 - 3 法令等に基づき、又は株式会社商工組合中央金庫のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 第6 危機対応業務に関する事業計画の実施の状況及び他の事業者との間の適正な競争関係を確保するために講じた措置の状況
- 第7 完全民営化の実現に向けた財政基盤の強化及び中小企業者に対する金融の円滑化を図るための先進的な金融上の手法を用いた業務の状況
- 第8 中小企業信用保険法第19条の規定の遵守の状況